

岡山県職員給与支給規則新旧対照表

<p>新</p>	<p>第七条 略</p> <p>(扶養手当の支給)</p> <p>第七条の二 給与条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が四級であるものとする。</p> <p>第七条の三 給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 公安職給料表の適用を受ける職員でその等級が九級であるもの</p> <p>二 研究職給料表の適用を受ける職員でその等級が五級であるもの</p> <p>のうち管理職手当に関する規則(昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号)別表第一に掲げる区分が三種又は四種であるもの</p> <p>第七条の四 給与条例第九条第二項第六号の人事委員会規則で定めるものは、終身労務に服することができない程度の者とする。</p> <p>第八条 略</p> <p>第九条 任命権者が、職員から前条の届出を受けた場合は、届出書記載の扶養親族が、給与条例第九条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。</p> <p>3 2 略 略</p>
<p>旧</p>	<p>第七条 略</p> <p>(扶養手当の支給)</p> <p>第七条の二 給与条例第九条第二項第五号の人事委員会規則で定めるものは、終身労務に服することができない程度の者とする。</p> <p>第八条 略</p> <p>第九条 任命権者が、職員から前条の届出を受けた場合は、届出書記載の扶養親族が、給与条例第九条第二項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。</p> <p>3 2 略 略</p>

(新)

様式第1号 (第8条関係)

扶 養 親 族 届 出 書

平成 年 月 日提出

任命権者	勤務公署名			所属コード		住所										
	職名		職員番号		氏名		㊤	給料表		等級						
岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)第10条第1項の規定に基づき届け出ます。							添付書類									
略																
扶 養 親 族 氏 名		続柄	性別	生 年 月 日	同居別居の別	第9条第2項第6号の当否	職業	所 得 の 内 訳		認定区分		扶養No.	支給開始年月			
										現在	今回		支給停止年月			
略																
受 理 年 月 日	年 月 日		配 偶 者		子		子のうち加算対象者		父 母 等		合計支給額					
			人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	金額					
認 定 年 月 日	年 月 日															
支 給 ( 停 止 ) 年 月 日	年 月 日															
略																

備考 略

(旧)

様式第1号 (第8条関係)

扶 養 親 族 届 出 書

平成 年 月 日提出

任命権者	勤務公署名			所属コード		住所										
	職名		職員番号		氏名		㊤	添付書類								
岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)第10条第1項の規定に基づき届け出ます。																
略																
扶 養 親 族 氏 名		続柄	性別	生 年 月 日	同居別居の別	9条2項5号の当否		職業	所 得 の 内 訳		認定区分		扶養No.	支給開始年月		
						現在	今回				支給停止年月					
略																
受 理 年 月 日	年 月 日		配 偶 者		①扶養一人目		②扶養二人目以降		①②中加算対象者		合計支給額					
			人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	金額					
認 定 年 月 日	年 月 日															
支 給 ( 停 止 ) 年 月 日	年 月 日															
略																

備考 略

期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当の受給を受ける職員)</p> <p>第二条 給与条例第十九条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 無給休職者（職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）</p> <p>五 十 略</p> <p>第三条 給与条例第十九条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 その退職に引き続き次に掲げる者（ア、イ、ウ、オ及びカに掲げる者にあつては、人事委員会の定めるものに限る。）となつたもの</p> <p>ア 三 略</p> <p>カ 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。第六条第一項第五号において同じ。）の職員</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二</p>	<p>(期末手当の受給を受ける職員)</p> <p>第二条 給与条例第十九条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 無給休職者（職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）</p> <p>五 十 略</p> <p>第三条 給与条例第十九条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 その退職に引き続き次に掲げる者（ア、イ、ウ、オ及びカに掲げる者にあつては、人事委員会の定めるものに限る。）となつたもの</p> <p>ア 三 略</p> <p>カ 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。第六条第一項第五号において同じ。）の職員</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二</p>

十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が定めるものとする。ただし、各任命権者は、その所属の給与条例第十九条の四第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ

一 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十以上百分の百八十以下（特定幹部職員にあつては、百分の百三十六以上百分の二百二十以下）

二 勤務成績が優秀な職員 百分の九十八・五以上百分の百十未満（特定幹部職員にあつては、百分の百二十一・五以上百分の百三十六未満）

三 勤務成績が良好な職員 百分の八十七（特定幹部職員にあつては、百分の百七）

四 勤務成績が良好でない職員 百分の八十七未満（特定幹部職員にあつては、百分の百七未満）

## 2・3 略

第十三条の二 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀な職員 百分の四十二・五超（特定幹部職員にあつては百分の五十二・五超）

十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が定めるものとする。ただし、各任命権者は、その所属の給与条例第十九条の四第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ

一 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五以上百分の百九十以下（特定幹部職員にあつては、百分の百四十一以上百分の二百三十以下）

二 勤務成績が優秀な職員 百分の百三・五以上百分の百十五未満（特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・五以上百分の百四十一未満）

三 勤務成績が良好な職員 百分の九十二（特定幹部職員にあつては、百分の百十二）

四 勤務成績が良好でない職員 百分の九十二未満（特定幹部職員にあつては、百分の百十二未満）

## 2・3 略

第十三条の二 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀な職員 百分の四十五超（特定幹部職員にあつては百分の五十五超）

二 勤務成績が良好な職員 百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては百分の五十二・五）

三 勤務成績が良好でない職員 百分の四十二・五未満（特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五未満）

2  
略

二 勤務成績が良好な職員 百分の四十五（特定幹部職員にあつては百分の五十五）

三 勤務成績が良好でない職員 百分の四十五未満（特定幹部職員にあつては、百分の五十五未満）

2  
略

期末手当及び勤勉手当の運用について 新旧対照表

新	旧
<p>3 規則第3条第3号及び規則第6条第1項第5号の「人事委員会の定めるもの」は、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。この項において同じ。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間の通算を認めている国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）及び他の地方公共団体、独立行政法人（同法第2条第1項に規定する独立行政法人で、同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）並びに一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員とする。</p>	<p>3 規則第3条第3号及び規則第6条第1項第5号の「人事委員会の定めるもの」は、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。この項において同じ。）の支給について、給与条例の適用を受ける職員としての在職期間の通算を認めている国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）及び他の地方公共団体、独立行政法人（同法第2条第1項に規定する独立行政法人で、同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）並びに一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員とする。</p>
<p>23 各任命権者は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各任命権者は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に</p>	<p>23 各任命権者は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各任命権者は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に</p>

所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に、100分の42.5を乗じて得た額の総額

(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に、100分の52.5を乗じて得た額の総額

所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に、100分の45を乗じて得た額の総額

(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に、100分の55を乗じて得た額の総額